

質問の件名及び質問の要旨 (質問時間)	答弁を求める者
<p>1 学校給食センターの評価について (25分)</p> <p>平成25年9月に新しい学校給食センターがオープンして間もなく2年が経過します。本市においては初のPFI法に基づくBTO方式による公共施設であり、学校給食に係る施策としての評価とともに施設の整備から運営についても、新たな評価基準の策定が必要だと考えます。</p> <p>(1) 施設の整備と管理運営に対する評価について</p> <p>ア 施設・設備の評価基準と評価結果</p> <p>イ 運営に関する評価基準と評価結果</p> <p>(2) SPCである株式会社 鶴ヶ島学校給食サービスの経営状況は。また、市はどこまでSPCに関与できるのか。</p> <p>(3) 児童・生徒・保護者からの評価について具体的な意見の聞き取りや反映はされているか。</p> <p>(4) 給食の残滓と厨芥処理について</p> <p>ア 給食の「食べ残し量」の変化</p> <p>イ センターで厨芥処理された生ごみの堆肥化実績</p> <p>(5) 平成25年12月に改正された「鶴ヶ島市学校給食食物アレルギー対応マニュアル」は、どのように活用されているか。また、見直しの必要は。</p>	<p>市長</p> <p>教育委員会 委員長</p>
<p>2 消費者教育の充実について (15分)</p> <p>近年、高齢者を狙ったニセ電話詐欺やインターネットの利用をめぐる若年層の消費者トラブルが増加しています。国においては、消費者教育の総合的かつ一体的な推進を図ることを目的に、「消費者教育の推進に関する法律」(以下「推進法」)が、平成24年12月に施行されました。</p> <p>(1) 「推進法」第5条に定められた地方公共団体の責務に対する本市の取り組みは。</p> <p>(2) 「推進法」第10条で努力義務とされている「消費者教育推進計画」の策定に対する見解は。</p> <p>(3) 「推進法」第11条に定められた「学校における消費者教育」の推進に対する取り組みは。</p>	<p>市長</p> <p>教育委員会 委員長</p>